

令和2年度第2回函館市空家等対策協議会 議事録

□ **開催日時** : 令和2年8月31日(月) 10時00分～11時40分

□ **開催場所** : 消防本部庁舎5階 防災多目的ホール

□ **議 事**

- (1) 現計画での評価と課題, 新計画での施策方針と達成目標について
- (2) 第2期函館市空家等対策計画(素案)について

□ **出席者**

協議会構成員 10名
事務局員(都市建設部) 7名

□ **傍聴人等**

報道関係者 4名
一般傍聴人 0名

..... 1 開 会

..... 2 議 事

□ 会長

皆さま、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

今年度の函館市空家等対策協議会は今回で2回目となります。本日の会議では、事務局より現行計画での評価と課題、これを踏まえた新たな施策の方針と達成目標について説明を受けた後、第2期となります新計画の素案について、委員の皆さまと意見を交わしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って、これより議事に入ります。

..... 議 事 (1)

まずは、議事(1)「現計画での評価と課題、新計画での施策方針と達成目標」について、事務局から説明をお願いいたします。

□ 事務局員

それでは、(1)「現計画での評価と課題、新計画の施策方針・達成目標」についてご説明いたします。

お手元のA3版の資料1をご覧ください。こちらの資料については、大きく分けて二つございまして、一つ目は資料の1ページから4ページまでが、現計画の空家対策に関わる具体の取り組み方針の10点についてです。それから、二つ目は5ページ目の数値化した達成目標となっております。右下にページ番号が記載してありますのでご確認ください。

評価方法ですが、具体の取り組み方針10点について、一点ずつ順次評価しておりまして、達成目標については、その目標値を達成できたのか、それぞれ評価しております。

それでは順次ご説明いたします。1ページをご覧ください。表の見方になりますが、縦に4列ありまして、左から1列目には、現計画における具体の取り組み方針が記載してあります。左から2列目にはその方針に対して、実際どうだったのか、その取り組みの状況を記載し、評価しております。左から3列目にはその評価結果を踏まえ、新計画では何を課題として取り組みを進めていかなければならないのか、課題について記載してあります。最後に一番右の列になりますが、課題を踏まえたうえで、次期計画において、どのようなことに取り組んでいくのか、具体の取り組み方針を記載しております。

なお、説明につきましては、時間の関係もありますので、現計画と比較しま

して、変更がある箇所や新たに追加した箇所を中心に説明してまいります。

資料の1ページ目、こちらは発生抑制のためとして項目が3点ございまして、そのうち、「2所有者等の当事者意識の醸成」についてご説明いたします。

こちらにつきましては、黒丸が二つありますけれども、黒丸の一つ目をご覧ください。現計画では、所有者等が空家等の問題を認識し、適切な維持管理の重要性を十分理解してもらう必要があることから、市政はこだてや市ホームページ、パンフレットなどを活用するほか、出前講座などを通じて、市民に周知していくとなっております。

評価としましては、2列目の一番上の黒丸になります。空家の所有者責任や空家を放置した場合のリスクなどについて、市政はこだて、市ホームページのほか、パンフレットの配付および、出前講座を開催しました。相談会、こちらについては計画外の取り組みでございましたが、空家の適切な管理の重要性について、周知や啓発を行ったというように評価しております。

また、その他の評価について、黒丸の三つ目になりますが、実態調査を元に平成29年度に実施した意向調査や相続人などへ助言・指導した中では、どこに相談したらいいか、どうしたらいいかなど、空家の解決に必要な知識が不足していた所有者もいました。

次に左から3列目の課題ですが、2列目の評価に対し問題を解決するための対策を記載しております。その内容については、黒丸ですけれども、管理不全となり市から助言・指導を受ける際はもとより、管理不全な空家となる前から、空家の適切な管理に関する当事者意識の理解をより深めるため、現状の取り組みに加え、空家に関する専門家をさらに活用するなど様々な機会を利用し、意識啓発を図ることとしています。ポイントとしましては、後半の3行目ですが、現状の取り組みに加えて、空家に関する専門家をさらに活用するなど、様々な機会を捉えて意識啓発を図ることを考えております。

そこで、一番右の列になりますが、新計画に掲載していく内容です。具体的取り組み方針を記載しておりまして、この列の表現がそのままお手元の「第2期函館市空家等対策計画（素案）」の12ページから14ページに記載することとしております。

新計画の取り組み方針につきましては、先ほどの課題を踏まえ①と②がありまして、①では、空家等の適切な管理は、所有者等が空家等の問題を認識し、管理の重要性を十分理解してもらう必要があることから、これまでの市政はこだてやホームページでの周知、それから相談会などに加えまして、専門的知識を有する専門家によるセミナーの開催のほか、パンフレットの配布窓口を増やすなど、様々な機会を利用して意識啓発を図ることとしております。

②については、所有者等に対する助言などの際、写真やパンフレットを送付するなどの市の対応についてでありまして、これまでの取り組みを継続して行うこととしております。

次は「3相談体制の整備」となります。1ページ目の一番下の行をご覧ください。現計画では、2行目からですが、市民からの情報提供や所有者等からの

相談については、都市建設部と市民部が初期の窓口となり、具体的に必要とされる措置については、函館市空家等対策連絡調整会議において、連携して対応するとなっております。

評価としましては、黒丸一つ目ですが、その案件ごとに関係部局と連携し、必要な措置を講じました。黒丸二つ目は、平成30年度において函館司法書士会と空家等対策に関する協定を締結し、空家に関する法律相談や相続登記などについて、連携して解決に取り組んできました。

それらの状況から、課題としては2行目からですが、「きめ細かいアドバイスにより早期に解決できるよう、各関係団体と連携するなど相談体制を強化すること」としています。

一番右の列の新計画における取り組み方針としましては、①については、これまでの取り組みの継続となりますので、省略させていただきまして、②としまして、空家等の諸問題は、相続や権利関係などその内容が複雑化し、高い専門性が必要な場合もあることから、きめ細やかな助言により、管理不全な空家等の解消を推進するため、各関係団体と連携し、利用しやすい相談窓口の体制を構築するとしております。

続いて、2ページ目をお開き願います。「有効活用のために」として、項目が二つありまして、まず一つ目の「4改修による空家等の再生支援」についてご説明します。

一番左の黒丸の二つ目になります。現計画では、街なかへの居住を希望される子育て世帯が、空家等を取得してリフォームする場合に、国の社会資本整備総合交付金等を利用し、その費用の一部を補助する制度を創設するとなっております。評価としましては、黒丸一つ目になりますが、平成28年度に空家等改修支援補助制度を創設しましたが、当該補助制度で活用した事例が事業開始から3年間で1棟であり、補助金額は15万円のみで、利用が低調であったことから、平成30年度をもって補助制度を廃止したものであります。

評価の黒丸二つ目としまして、低調であったことの一つに、空家の取得に関しまして、品質が不安、不具合があるかも、選ぶための情報が少ないなど、空家へのマイナスイメージがあったと評価しています。

課題の一つ目としましては、黒丸一つ目になりますが、空家の再生支援補助制度については、その対象を外壁塗装などの軽易な改修工事とするなど空家の解消が促進されるよう、居住ニーズに沿った支援制度を検討することとしまして、二つ目の課題としまして、空家を利活用するうえで、利活用希望者にとって、必要な情報が十分提供され、空家の品質への不安を払拭できる制度などを周知することとしています。以上の課題を踏まえ、新計画での取り組み方針を4点掲げております。

①については、これまでの取り組みを継続することとしています。

②につきましては、現計画から変更しておりまして、空家が多い重点対象地区については、新耐震基準を満たし、一定程度維持補修がなされていた空家の利活用を促進するため、外壁の塗装などの軽易な改修工事でも補助対象となる

ような制度を検討するとしています。

③については、再生支援の補助制度の周知、④については、空家への不安を払拭するため、利活用希望者に対しては、空家の耐震性、インスペクションは建物状況調査ですけれども、それから、リフォームなどについての情報提供が行われる国の安心R住宅制度の活用を促進するとしたところであります。

次に「5 需要と供給のマッチングの促進」について、ご説明します。

現計画では、取り組み方針を3点掲げておりますが、まずは黒丸一つ目の2行目の後半からとなります。北海道が開設する空き家情報バンクへ登録することを案内し、また、購入して活用できる空家等を探している方に対して、空き家情報バンクを紹介するとなっております。

評価としましては、黒丸一つ目の4行目になりますけれども、「北海道の空き家情報バンクの活用を促したが、インターネットによる物件登録については、高齢者などにとって利用しづらく、また、相談窓口が札幌であることの不便さがあり、利用は低調であった」と評価しました。

そこで課題としまして、課題の列の下から3行目になりますけれども、「高齢者も利用しやすく、マッチングの機会を増やすため、物件登録をサポートする仕組み作りを検討すること」としています。

そして、新計画の取り組み方針としては、サポートする仕組み作りのため、①になりますけれども、空家等の所有者の中には、売却や賃貸などを希望していても、知識が不足していて、その手段が分からず、手付かずのままとなっている場合もあることから、分かりやすく利用しやすい売却等手段となるよう、市の空き家情報バンクの設置を検討するとしたところであります。

また、②になりますが、空家等の所有者が不存在であって、管理不全な空家等については、司法書士会などの各関係団体と連携しながら、民法における相続財産管理制度等を活用し、空家等の解消に努めるとしたところがございます。

3 ページ目をお開きください。次に「7 特定空家等の除却（解体）の支援」について、説明いたします。黒丸一つ目になりますが、倒壊や建築部材等の飛散などの危険性のある空家等を除却する場合に、その費用の一部を補助する支援制度を創設するとなっております。

評価としましては、黒丸一つ目になりますけれども、補助制度を創設し、令和元年度までの4年間で46棟の特定空家が除却されまして、令和2年度末まででは55棟の見込みとなっております。

そこで課題としましては、黒丸一つ目ですが、「重点対象地区については、他の地区よりも特定空家の棟数が未だに多いが、その残数は減少傾向にある一方、他の地区については、緩やかにではあるが、特定空家が増加傾向にあることから、補助対象区域の拡大を検討すること」としています。

なお、特定空家等の状況については、次の「8 法令等の適切な運用」において、説明します。

そして、新計画の取り組み方針としては、①の2行目からですが、これまでの空家等の増減数の状況から補助対象となる区域の見直しなどを検討しながら、

特定空家等の除却（解体）工事費の一部を補助する制度を継続するとしたところ
です。

次に「8 法令等の適切な運用」になります。前回会議の中で、直近の空家の
数などを示すこととしておりましたので、評価の中でご説明したいと思いま
す。

現計画では、黒丸一つ目の3行目になりますが、特定空家等の判定につい
ては、特定空家等判定基準に基づき、都市建設部職員が現地調査をして判定す
るとし、黒丸二つ目では、特定空家等と判定された場合は、助言または指導、
勧告、命令、代執行と段階を追ってこれらの措置を講ずるとなっております。

次に、評価欄の白丸一つ目になります。平成28年度から令和元年度におけ
る各年度末の空家等の状況については、別紙としまして、資料1の最終ページ、
グラフの入っているA4版の資料をご覧ください。

「資料1（別紙）：「8 法令等の適切な運用」の評価」と右上に記載されて
おります。その上段の表については、市のデータベース上の各年度末の空家等
の状況であります。この数値は、戸数ではなくて、棟数で計上しています。一
番左の列に年度、それから、一番上の行に各地区名が記載してありまして、そ
のなかで東部地区の右側に市全体の年度末ごとの空家の数を計上してあります。

そこで、市全体の空家の状況になりますけれども、平成27年度については、
H27の年度末棟数の合計欄になりますが、その数は656棟になります。その
後は、平成28年度が1,260棟で、平成29年度が1,331棟。それから、令和元
年度が1,331棟であり、空家の数は概ね1,300棟前後で推移していることが分か
ります。

なお、各地区名の下に、普通・特定と記載してありますけれども、特定とい
うのは特定空家のこと、普通とは特定空家以外の空家でありまして、簡単に申し
上げると、特定空家には該当しない、それほど破損等していない空家というこ
とであります。

下の棒グラフですけれども、一番上の左側の表が各年度末の市全体の空家の
数を表しております。特定空家等は、全空家のうちの4分の1くらいを占めて
います。また、その右側のグラフは、重点対象地区の空家の数です。

それから、その下の六つのグラフというのは、各地区の空家等の数をそれぞ
れ表しております。ご覧のとおり、西部・中央部地区については、毎年度減少傾
向を示しておりますけれども、他の4地区においては、どちらかという増加傾
向にあるということがわかると思います。

4ページ目をお開き願います。次に「9 除却（解体）した空家等の跡地の活
用促進」です。現計画では、黒丸一つ目になりますが、地域共有の公共空間と
しての活用の可能性について検討を進める。また、黒丸二つ目の一行目ですが、
跡地への住宅等の建設を誘導する仕組みについて検討を進めるとなっております。

評価としましては、黒丸一つ目ですが、これまでの実績として平成28年度
からの4年間では、特定空家除却後の跡地（136棟）の約半数が利活用され
ており、黒丸二つ目で、公共空間利用は様々な理由から制度化を見送った。黒

丸三つ目では、それには維持管理の負担があること、それ以外の土地利用については、周辺の環境、宅地の規模や価格、権利関係の複雑化などによって、否定的なイメージが先行していたとしています。

課題としては、黒丸一つ目ですが、「正確な情報と助言を受けられることのほか、活用しやすい土地に再編するなど、跡地の活用促進が図られるよう仕組みを検討すること」としています。

新計画の取り組み方針としては、①的確な助言がなされるよう、各関係団体と連携しながら、所有者が利用しやすい相談窓口の体制を構築すること。および、②空家等の跡地については、跡地のみでは土地利用が困難な場合もあることから、跡地周辺の土地も含めた活用策について検討するとしております。

次に5ページ目をお開きください。先程までは、取り組み方針10点について説明しましたが、このページにつきましては、ご説明した取り組みを進めた結果、現計画では、達成目標を3項目挙げておりましたけれども、うち、2項目については、数値目標として書かれています。

まず、現計画の達成目標①として、重点対象地区全体の空家等を調査し、データベース化するとなっております。その評価としては、黒丸一つ目になりますが、平成28年度にデータベースを構築し、それまで個別の部局が対応していた情報を一元化するとともに、重点対象地区内における空家等の実態調査のデータを拡充しました。黒丸二つ目には、それらのデータの継続的な管理を行っているということで、それをもって目標を達成していると考えております。

そこで、新計画における方針としては、それらのデータは引き続き、活用と蓄積を行っていくとしています。

次に、②重点対象地区における50件の空家等の活用を促進するとなっております。恐れ入りますが、計画期間の括弧内ですが、令和元年度の部分は令和2年度になりますので、修正をお願いいたします。その評価としまして、計画期間中の令和元年度までの状況としては、79棟となっており、4年間で目標に達しているということとなります。

なお、活用の具体の状況としては、空家への入居などが10棟、跡地へ新たに建築が69棟であり、約9割が跡地への新築という状況です。

そこで、新計画における方針としては、黒丸部分になりますけれども、重点対象地区については、特定空家の抑制化が順調に進んでいるが、特定空家以外の空家のストックを利活用によって減少化していく必要があるため、現計画内の活用実績値を上回る棟数の活用化を目指すとして、過去4年間の実績にプラス10%（1割）増しということの方針としております。

新計画の達成目標が、一番右の列の②になります。110棟の空家等の活用を促進とありますけれども、過去4年の実績が79棟ですので、単純にそれを4で割ると年間20棟。20棟×5年、その1割増しということで、110棟を達成目標値としております。

次に、現計画の達成目標③ですが、重点対象地区における120戸の特定空家等の解消を図るとなっております。その評価としては、計画期間、恐れ入

りますが、こちら令和元年度ではなく令和2年度になります。計画期間中の平成28年度から令和元年度までの状況は、解消が136棟ですので、目標達成と評価しております。

新計画における方針としては、先ほどの②と同様の考え方で、過去4年間の実績値の1割増しということを目指し、新計画の達成目標は、一番右の列の①になります。180棟の特定空家等の解消としております。こちらについては、4年間の実績136棟を4年で割ると年間34棟。34棟×5年、その1割増しで187となりますので、180棟を達成目標値としました。

次に、最後の達成目標になりますが、この目標というのは、新計画から設定することとしまして、これまでは重点対象地区内での特定空家の解消を図ることとしておりましたが、新計画では、西部・中央部地区以外の他地区でも特定空家等の解消を図ろうとするものです。次期計画の方針として、重点対象地区以外の特定空家についても、増加の抑制化を推進していくため、現計画内における、当該4地区の特定空家の増加数を解消することを目標値として設定します。

そこで、新計画の達成目標が右の列の③ですが、140棟の特定空家等の解消とあります。この目標値の考え方につきましては、4地区の増加している特定空家の数をまずは減らしていこうということで、具体的な算定には、資料1の別紙、A4版の「年度末ごとの空家の状況」をご覧ください。一番上の表になりますけれども、4地区の特定空家の増加した数は、令和元年度から平成27年度を差し引いた数になります。

例えば、東中央部地区については、R元年度の特定空家が59棟です。H27年度の特定空家が22棟。59棟からこれを差し引いた37棟となります。以下、他の3地区も同様に計算をしますと、4地区で増加した特定空家の数は、110棟となります。4年間で110棟ですので、計算上は年間27.5棟の増加ということになります。27.5棟×5年で137.5棟となりますので、達成目標値を140棟と設定したところでございます。

長くなりましたけれども、議事(1)「現計画での評価と課題、新計画での施策方針と達成目標について」の説明は、以上になります。

□ 会長

はい、どうもありがとうございました。

只今、事務局から説明のあった内容につきまして、委員の皆さまからご質問などを受けたいと思います。

委員の皆さまいかがでしょうか。はい。

□ 委員A

質問させていただきます。

この空家の数ですけれども、数は出ているのですが、このなかで所有者が空家を解消すべく、不動産屋に例えば賃貸だとか、または売りに出しているとか、

そういったものの割合や数というのは把握しているのでしょうか。

□ 事務局員

空家のなかでも、所有者が不動産業者に相談している数についての把握というお尋ねでございますが、この空家対策におけるデータベースを作成するうえで、不動産業者をお願いしている物件というものは、いわゆる流通物件ですけれども、基本的には空家対策の対象としておりません。

ただ、ごく一部であります。なかには、個別に知り合いの不動産業者がいて話しをしたなかで、おそらく売れないだろうなどという、軽い相談程度の方がいらっしゃるといことは把握しております。

□ 会長

よろしいですか。

□ 委員 A

はい。

□ 会長

他にありますでしょうか。どうぞ。

□ 委員 B

除却費用の一部を支援する制度ですけれども、今後、重点地区から他の4地区への拡大を検討されているというようなことが書かれていましたが、その場合、支援する棟数というのは決まっていたり、今までは30万円だと思いますが、その上限額の変更を考えられているのでしょうか。

□ 会長

事務局どうでしょうか。

□ 事務局員

只今のご質問は、除却（解体）費支援制度について、棟数などを想定しているか、それから今まで30万円が上限だったところも見直しをしていくのかという補助制度全体の内容だと思います。

西部・中央部地区で上限額30万円ですが、基本的には対象工事費の半分。ただし、上限は30万円ということで今まで運用してまいりましたけれども、そのような補助制度も使いながら、または使わなくても自己資金で実施される方もいらした結果、データにもありますとおり、西部・中央部地区での特定空家の数は、少しずつ減っている。

しかし、他の4地区については、特定空家は少しずつ増えている状況のなかで、まずは少しでもそれらを減らしていくということで、対象区域を広げてい

きたいというように今のところ考えており、市民ニーズとして上限額を上げてほしいという意見も受けとめておりますので、今後調整しながら、できるだけ市民ニーズに合うような形で検討していきたいと考えております。ただ、事業予算、市の来年度予算なども関係することですので、どのくらいの棟数を想定するとか、上限額についても今のところ、具体的な数字はお示しできませんけれども、なるべく、検討していきたいというように思っているところです。以上でございます。

□ 会長

よろしいでしょうか。

□ 委員B

はい。

□ 会長

他にありませんでしょうか。どうぞ。

□ 委員C

只今のご説明のなかで、3ページ7番の支援制度の評価欄に特定空家の除却の実績が4年間で46棟とありまして、その後の5ページの③のところでは、特定空家の解消は136棟とあります。そうすると単純に136棟のうち、この補助制度を利用したのが先ほどの46棟、このような理解でよろしいのでしょうか。

□ 事務局員

そのとおりで、136棟のうち数で46棟ということでございます。

□ 委員C

そうすると、3分の1ぐらいの方がこの制度を利用されたということですね。

□ 事務局員

はい。

□ 委員C

私の感覚では少し不思議に思うのですが、この補助制度は特定空家と判定されて、あと特段の問題がなければ、30万円の範囲内での補助を受けられるのかなと思うのですが、受けていない方というのはどのような状況で受けていないのか解析などはされているのでしょうか。

□ 事務局員

自己資金で実施された方について、個別にお伺いはしておらず、把握まではしておりませんが、窓口へ最初に補助を利用したいと来られて、なかには途中から、やはりもういいですと言われる方もいらっしゃいます。

その理由とすると、例えば解体業者のご都合があつて、私どもの補助金の事務処理的にどうしても時間が掛かるものですから、やはりそれを待たずして、なるべく早く解体したい。解体工事費は、いろいろありますけれども30坪でだいたい100万円程度ですが、そのうちの補助上限額30万円ということ。なるべく早く解体したいから、30万円分全部は業者の方で安くはならないけれども、やはりもういいですというような方もいらっしゃいました。

そのようなことで、なるべく早く実施したいということなのかなという程度ではありますが、把握しておりました。

□ 委員C

わかりました。単純に制度を知らないということかなと思ったのですけれども、そうではなく、その業者への支払いのことなど状況を考えて、あえて補助制度を使わないという方もなかにはいらっしゃるということですね。

□ 事務局員

はい。補助制度のパンフレットは、例えば、建物を解体した場合に財務部資産税担当の方へも届出があるので、庁内ですけれども、そのようなところにも制度のパンフレットを置いたり、それと、法務局の窓口の方にも置かせていただいております。除却費補助制度に限らず、今後、様々な機会を通し、できるだけ、このようなものは周知できるように配布窓口を増やしたいというように思っております。

□ 委員C

わかりました。ありがとうございます。

あと、最後に一つだけ質問したいのですが、この空家等、特定空家を含めての所有者あるいは権利者のなかで、イニシアチブを持っている方の函館市以外在住というのは、どれくらいの比率があると捉まえていらっしゃるか、それで私の質問を最後にさせていただきます。

□ 事務局員

すみません。そういったものもデータとして集計はしておらず、例えば何割がそうとのお話ができないのですけれども、感覚的にいいますと、おそらく半分まではないのかなと思います。やはり多いのは、登記名義人が亡くなられて、相続人の数が4～5人の場合もありますけれども、20何人の方がいらっしゃったというような、大人数の場合があります。そのような相続の場合、血縁関係が薄くなると思いますか、そういった場合は、特に函館以外の方が多く、私

どももなかなか連絡が取りにくい状況でありまして、また、そういった方の数的には、普段業務をしているなかでは、3～4割くらいでしょうか。感覚的なお話となって申し訳ないのですけれども、その程度なのかなというように思っております。

□ **委員 C**

だいたい半分以上は、函館在住の方と連絡が取れているということですね。

□ **事務局員**

はい、そのように思っております。

□ **委員 C**

はい、ありがとうございます。

□ **会長**

よろしいですね。

他にありますでしょうか。はい、どうぞ。

□ **委員 D**

先ほどご説明いただかなかったところなのですけれども、1ページ目の空家等の実態調査についてです。現行計画では重点対象地区を実態調査して、いろいろ情報が出ていますけれども、実態調査の有効性が高かったという評価なのかなと思います。そうだとすれば、重点対象地区以外の地域の空家が増えている状況の中で、今後、重点対象地区以外のところの実態調査を行う必要性があるのかどうかを、まずお聞きしたいと思います。

□ **事務局員**

市で行った実態調査についてのお尋ねですが、平成28年度に重点対象地区の西部地区と中央部地区について、まずどのくらいの空家があるのかと現地を見まして調査を実施しました。

今後の他地区についての必要性ということですが、この重点対象地区も含めてですけれども、毎日のように空家の数というのは変わっている状況です。今まで2千何棟あったうちの、今日はあそこが解体された、もしくは新たに空家になったというように、この調査というのは、どのように効率的に行ったらいいのか、非常に悩ましいところがありまして、実態調査の必要性とすると、当然必要なのかなと思っはいるのですが、それについては、私どもがいろいろな取り組みをするなかで、どの地区がどの程度増えているというのもそうですが、国の5年ごとの統計調査、そういったものも加味しながら、まずは市内の空家の傾向、状況を把握していきたいなというように思っております。

ただ、今後、次の計画見直しの際などに実態調査が重点対象地区でいいのか、

他の地区も含めて実施した方がいいのかというのは、国の調査など今後の5年間の状況も見ながら、調査区域の拡大の必要性についても、検討していきたいというように思っております。以上です。

□ 委員D

はい、もう一点なのですが、2ページ目の4の評価の黒丸二つ目に、街なかへの居住を希望される子育て世代向けのリフォーム補助制度については、利用が多くなかったということで廃止したとなっております。それから、その下の5の黒丸二つ目に、街なかへの居住を希望される子育て世帯への家賃補助とあるのですが、こちらはどのような実績だったのか書いていないように思うのですが、いずれにしろ、街なかへの居住を促進していくというようなことについて、新計画の方では、これまでの取り組みを変えてこうするというようなものが載っていないようにも思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

□ 事務局員

街なか居住への取り組みについての市の考え方というご質問ですが、街なか居住というのは、市としてもコンパクトシティを掲げているなかで非常に大事な政策の一つと思っております。どのような住宅施策を行っているかというところ、5の黒丸二つ目のところですが、子育て世帯向けの家賃の一部補助というものを実施しているのですが、なかなか目に見えて街なか居住への促進には繋がっていないというように認識しております。今の段階で具体的に何かというものはありませんけれども、まず空家対策のなかでは、今まで低調であった補助制度を見直して、少しでもそのようなことに繋がるような制度にしていきたいというように思っております。

それ以外には、例えば西部地区の再整備というものがあまして、そのなかで有効な施策といいますか、モデル的にもやってみようとも考えておまして、時間は掛かるかもしれませんが、空家に限らず、街なか居住の促進についても、考えていきたいというように思っております。あまり答えになっていないかもしれませんが申し訳ないのですけれども。

□ 委員D

あと一点細かい部分なのですが、5ページ目の次期方針のデータベースですが、こちらには1ページ目にあったGISとの連動というものが書いてありませんけれども、これは同じデータベースのことですよ。

□ 事務局員

はい。

□ 委員D

1ページ目では新しい試みとしてGISと連動するというようなことで書い

てありますが。

□ **事務局員**

GISというものと今までなかなか連動ということになっていないものから、1ページ目の次期方針ではそれを行いたいと記載しております。5ページ目の方では引き続きその活用として、これも同じデータベースを指しております。

□ **会長**

よろしいですか。

□ **委員D**

はい。

□ **会長**

他にありますでしょうか。はい、どうぞ。

□ **委員B**

追加で確認させていただきたいのですが、2ページ目の右列、空家等の有効活用の④に国の安心R住宅制度の活用を促進するというように書かれていますのですが、私としてはイメージができなかつたのですけれども、買い手だとか利活用希望者にとって、この情報はすごく有用な情報になると思うのですが、インスペクションをしたり、耐震性の調査をするとすると、それなりの費用が掛かるものですから、その費用を一部助成するというようなイメージなのか、ただ単に安心R住宅というものがありますよと周知することを考えられているのか、何か具体的に考えられていることがあれば、教えていただきたい。

□ **事務局員**

国の安心R住宅の具体的な取り組みについてのご質問ですが、安心R住宅については、誰もが良い制度だと思えるのかなというように思っております。ただ、先ほど委員からもありましたとおり、やはりそれには費用が掛かるということも認識しておりまして、私どもとしては、費用も含めて今後どのようにしてこの制度を活用していくかというのは、今後検討することとしておりまして、どこまで行うかというような具体案を今のところは持っておりません。まずはその周知をしていこうと思っておりますけれども、予算化までということは、今後の検討にしていきたいというように思っております。

□ **会長**

よろしいですか。

□ **委員B**

はい。

□ **会長**

あとはどうでしょうか。よろしいですか。

□ **委員**

はい。

□ **会長**

私から一つ感想めいたものをお話したいと思います。特に回答を求めるものではありません。

5ページ目の達成目標ですけれども、まず②の重点対象地区における110棟の活用ですが、なぜ110棟なのかは伺いました。この達成目標というのは、来年4月1日以降の5年間ですね。

□ **事務局員**

はい。

□ **会長**

この空家の活用に関しては、ある程度まだ経済活動などに新型コロナウイルス感染症の影響が出るのかな。だから、少し高い目標かな、相当頑張ってもらわなくてはいけないのかなという感想を持っています。その他の特定空家に関しては、それほど影響が出ないので、頑張れば可能かなというところだと思います。特に重点対象地区以外の地域については、初めてのものなので頑張れば、この目標値も実現可能かなと思います。ただ、この制度を本格的に創設してから、第1期目が過ぎるので、やはり比較的对処できやすいものが、これまでであったんだろう。例えば、除却だとか活用だとすると、次の5年間ではペースが落ちるのかな。ですから、私としては非常に高い目標を掲げていると思うので、職員の皆さまには、相当頑張ってもらわなくてはどうか、相当負担が掛かるのではないかなといった懸念を持っております。感想ですので、特に答えは要りませんが、何かお話することがあれば聞かせてもらえればと思います。

□ **事務局員**

会長から、目標とすると少し高いのかなという感想をいただきましたけれども、私どもとすると、空家を特に特定空家ですけれども、やはり少しでも減らしていかなければならない。データからも見てのとおり、人口減少が進んでいきますので、空家というのはこれからどんどん増えていくのかなというように感じておりますので、確かに高いかなと私も最初は思いましたけれども、目標値とすると、考え方を設定して進めていくのが、私どもの役割かなというよう

に思っておりますので、なるべくこの目標は達成していきたいと思っております。以上です。

□ 会長

めずらしく市の職員からそういう言葉を聞きました。頑張ってください。それでは次に移りたいと思います。

…………… 議 事（２） ……………

次は、議事（２）「第２期函館市空家等対策計画（素案）」についてです。事務局から説明をお願いします。

□ 事務局員

はい、それでは（２）「第２期函館市空家等対策計画（素案）」資料２について、ご説明します。本計画素案につきましては、空家特措法ですとか、北海道から示されているモデル計画、こういうものを勘案しまして、まずは素案を作成しております。

お手元の資料２の表紙の裏面、目次をご覧ください。第１章「計画の趣旨」から第４章「空家等対策に係る具体の取り組み」まで、４章からなる計画になっておりますけれども、第４章というのは、先ほどの議事（１）評価検証のなかで説明しております。第１章から第３章のうちの現計画から変更している箇所を中心に説明をしたいと思います。

早速１ページ目をご覧ください。「１計画策定の目的」であります。上段から中段にかけては、社会的な背景、市や国の動向、現計画の策定などに至るこれまでの経過を記載しており、現計画と比べて表現は変わっておりますけれども、内容自体に変更はないことから、現計画策定後の状況を追加しております。

「しかしながら」以降の段落をご説明します。「しかしながら、本市の人口は、今後も減少が続く見込みであり、空家等対策については、これまで以上の取り組みが求められていることから、これまでの取り組みを評価検証したうえで、さらなる空家等対策の充実を図るため、令和３年度から５ヵ年を計画期間とする第２期函館市空家等対策計画を策定するものです。」と、計画策定の目的としています。

「２計画の位置付け」につきましては、記載のとおり、本計画が法や国が示した基本指針に即して策定する計画としています。

「３計画の期間」については、令和３年度から令和７年度までの５年間としております。

２ページ目をお開きください。「４計画の対象」ですけれども（１）には、対象とする空家等の種類、（２）には、本計画の対象地区を定めています。

まず（１）対象とする空家等の種類ですが、本文１行目になります。法第２

条第1項に規定する空家等であって、特定空家等を含むとしております。

なお、法第2条における空家等および特定空家等の定義については、本文下の四角い囲みの中の法第2条抜粋の部分をご覧ください。ポイントとしまして、空家等というのは、空家建物のほか敷地内にある工作物およびその敷地も含まれるというところになります。また、特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態や著しく衛生上有害となるおそれのある状態など、全部で四つの状態にあると認められる空家等が該当します。

その他、この4年間でよくある問い合わせに関しても記載しておりまして、下から2段落目になります。共同住宅や長屋建てなどの集合住宅の空家の考え方ですが、長屋や共同住宅については、当該集合住宅内の全ての住戸が空家となった場合に、当該住宅は空家に含まれ得ると補足説明しております。

3ページ目をご覧ください。(2)は、本計画で対象とする地区であり、本文1行目になりますが、本計画の対象地区は、市内全域を対象としております。

なお、新計画も同様に、西部地区および中央部地区については、重点対象地区と位置付けまして、空家等対策を重点的に取り組むこととしております。

次に4ページ目をお開きください。第2章「空家等の現状と課題」、「1空家等の現状」の「(1)人口と世帯数の状況」です。ここでは、本市の人口減少対策を進めていくうえでの指針として、函館市人口ビジョン(令和元年度改訂)から、今後の人口や世帯数の予想値などを抜粋して記載しています。今後、空家等対策を進めるうえでは、本市の将来人口や世帯数の展望も必要なため、人口と世帯数を記載しています。

まずは、「図1-1本市の人口の推移」をご覧ください。この図の人口というのは、国勢調査を基に1950年から2015年までの人口について示しており、その下の図では、本市の総人口の将来展望について、2015年から2060年までの人口の推計値を示してあります。なお、本市の総人口の将来展望については、低位推計、中位推計、高位推計とあります。図の左側にありますが、例えば、低位推計の現状ままというのは、合計特殊出生率および純移動率ともに現状、つまり、直近の水準で推移すると仮定した場合でありまして、合計特殊出生率は1.21としているものであります。中位推計や高位推計の設定値というのは、記載のとおりとなりますけれども、人口の将来展望としては、2040年および2060年それぞれで減少を示しているところでもあります。

また、5ページ目の図1-2には、1955年から2015年までの世帯数の推移を示しています。そこで、図1-1および図1-2のグラフからわかることとしては、4ページ目の本文になりますが、令和元年度に改訂された函館市人口ビジョンでは、全国の総人口が減少するなか、本市の人口についても、昭和55年(1980年)の345,165人をピークに減少が続いており、今後も減少は続く見込みです。また、世帯数については、平成17年(2005年)の128,411世帯をピークに減少し、平成27年(2015年)には123,950世帯となったとしております。

次に5ページ目の(2)国の調査による空家の現状です。この調査というのは、国が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査から、空家の現状を戸数

単位で示しています。「表1-1 空家数と空家率の推移」をご覧ください。左の列、上から函館市、北海道、全国とありますけれども、空家数などを記載しておりまして、各々上から順に住宅総数それから空家数と空家率、空家数の伸び率を記載しています。函館市の段落を見ていただきますと、住宅総数については、平成10年の131,330戸から、平成30年の147,610戸まで記載のとおりです。また、空家率については、平成10年の11.7%から平成30年の16.6%まで記載のとおりであります。

本文の「①住宅・土地統計調査による空家の状況」になりますけれども、国が実施している住宅・土地統計調査によると、本市の住宅総数と空家数は、ともに平成20年をピークに一時減少に転じましたが、平成30年では住宅総数と空家数ともに再び増加傾向にあると総括をしております。また、空家率については、北海道および全国と比較しても高い状況で推移しており、資料は添付しておりませんが、道内主要都市のなかでも本市は、小樽市、室蘭市に次いで3番目に高い状況にあるとしております。

6ページ目をお開き願います。「②住宅・土地統計調査による種類別の空家の状況」です。一言で空家といっても、賃貸や売却用の空家、いわゆる流通物件もありますけれども、賃貸や売却用にもなっておらず放置されている空家があり、また、空家住宅は一戸建て住宅と共同住宅などと用途も異なるとなっています。それらを分類したものが表1-2、表1-3として、状況をまとめております。それらの用語の詳細については、ページ一番下の四角い囲み（解説：住宅・土地統計調査における空家の種類）に記載しております。賃貸・売却用の住宅など、その他の住宅、腐朽・破損ありについては、こちらをご確認ください。

それで表1-2から、わかることとして、本市の空家の総数としては、平成20年から25,080棟、22,530棟、24,460棟とほぼ横ばいですが、その他の住宅（放置空家など）は、グレーに着色した箇所ですけれども、その数と割合は年々増加しておりまして、平成30年では平成20年に比べ、その割合が1.3倍になっています。

また、表1-3では、平成30年調査について、流通物件と放置空家のそれぞれを一戸建て住宅と共同住宅など建て方別に分け、本市の空家の数を記載しております。表中の一番下の行になりますけれども、その他の住宅10,830戸のうち、約半数の5,710戸(53%)が一戸建て住宅であります。また、そのうちの1,820戸(32%)が腐朽・破損ありとなっており、住宅総数147,610戸に対する腐朽・破損ありの一戸建ての空家の割合は、約1.2%という状況であります。

7ページ目をご覧ください。「(3)市の調査による空家の現状」です。①市全体の空家数の状況と②地区別の空家数の状況につきましては、図1-3および次のページの表1-4ですが、こちらについては、先ほど現計画での評価のなかでご説明したので省略させていただきます。

8ページ目をお開き願います。「③所有者の意向に関する調査」です。こちらについては、平成29年に実施した意向調査結果の一部を記載しています。

なお、原本につきましては、資料4としてお配りしている「函館市の空家等所有者の意向に関する調査報告書」になります。

そこで、資料4の1ページ目をご覧ください。中ほどの行にある「(2) 調査の対象」ですけれども、調査対象は平成28年度の実態調査により判明した重点対象地区(西部・中央部地区)の空家の所有者です。その数は全部で866棟となっております。調査項目としては13項目がありまして、その内容としては、建築時期などの空家の状況や、空家所有者の状況のほか、所有者の要望などについて、お聞きしております。そのうち、空家の建築時期および空家となった理由の2項目について、抜粋して素案の方に記載しております。

それでは、素案の8ページ目に戻ります。「A) 空家の建築時期」について、円グラフで示しておりますけれども、濃い青色の昭和20年以前から時計回りに薄い青色の昭和51年～昭和60年までだけで、全体の89%を占めております。つまり、平成29年度当時において、約9割の空家が築32年以上経過した建物であったこととなります。

9ページ目では、空家となった理由について、円グラフで示しておりますが、住んでいた人が死亡、入所または転居が主な理由ということがわかります。

10ページ目をお開きください。「2 空家等に関する課題」の「(1) 空家等対策の必要性」ですが、先ほどの現計画の評価、平成29年の意向調査などから、本文の下から3行目になります。本市の空家の現状は、国の調査や市のデータベースから、空家の解消が一定程度図られつつも、新たに空家も発生していることから、これまでの施策はもとより、これまで以上の空家等対策に取り組む必要があるとしております。

「(2) 空家等対策に向けた課題」です。こちら先ほど現計画の評価、意向調査などを元に、表の左側に所有者等が抱える主な要因、右側に主な課題を記載しています。要因の上から三つ目までについては、空家の管理責任の意識が低いなど所有者意識に関わること。それから四つ目以降については、空家の解消を考えているものの相続人間の協議が整わないなど、解決できない要因を記載しております。また、右側にはそれら要因に対する課題をそれぞれ記載しております。なお、課題については、先ほどの評価のなかでご説明した内容と整合しています。

次に11ページ目をご覧ください。第3章「空家等対策に関する基本的な方針」です。「1 取り組みの方向性」および「2 達成目標」になりますけれども、達成目標については、先ほどの評価のなかで①から③についてご説明したので、こちら省略させていただきます。

「1 取り組みの方向性」についてになりますけれども、ポイントとしましては、本文の中段になります。本計画では、市民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境を保全するとともに、地域の活性化に資することを目指し、効果的な空家等対策の促進を図るため、これまでの取り組みに多様な連携体制を構築すること、きめ細やかな施策を展開することの視点を加え、次の四つを基本方針として、空家等対策を進めていくとしております。

基本方針を順に記載していますが、「1 特定空家等の発生抑制」、「2 空家等の有効活用」、「3 管理不全な空家等の防止・解消」、「4 適切な空家等対策の実施」という四つとしております。

なお、基本方針の下に「SDGs」という文言がありますけれども、これは持続可能な開発目標というものでありまして、国連において17のゴール（目標）と、169のターゲット、取り組み手段が採択されており、本市としては、計画の策定・改定にあたり、世界共通の目標であるSDGsとの関連性を明確にするなどSDGsの視点を反映するとともに、各種計画の方向性等をわかりやすく市民へ周知していくこととしております。本計画に関連するゴールとしまして、17あるうちの11番目の「住み続けられるまちづくりを」というものを明記したものでございます。

次に12ページ目をお開きください。第4章「空家等対策に係る具体の取り組み」、「1 特定空家等の発生抑制」では（1）から（3）までありますが、（2）および（3）については、先ほどご説明しましたので省略させていただきます、「（1）空家等の実態把握」についてご説明します。

①と②の二つがありまして、「①管理不全となった空家等は、早期の対策が必要となることから、市の相談窓口をよく周知し、市民からの通報や相談のほか、庁内関係部局が連携して、早期の実態把握に努めます。」そして、「②空家データベースは、市民対応の迅速化や業務の効率化のため、GIS（地理情報システム）等と連動するなど見直しを図ります。」こちらの②については、空家のデータベースにGISを連動させ、データの一元化を図ることがポイントになります。

次にページの下段、「2 空家等の有効活用」です。こちらについては「（1）改修による空家等の再生支援」の①から④までの4点と「（2）需要と供給のマッチング促進」についての①と②の2点ですけれども、いずれについても先ほどご説明したので、省略させていただきます。

13ページの中段「3 管理不全な空家等の防止・解消」をご覧ください。こちらは「（1）適切な管理に関する所有者等への情報提供」から「（4）除却（解体）した空家等の跡地の活用促進」までありますが、先ほどご説明しました「（2）特定空家等の除却（解体）の支援」、そして（4）の活用促進については、説明を省略させていただきます。

「（1）適切な管理に関する所有者等への情報提供」については、①空家等を自ら管理できない所有者等に対しては、空家等の定期的な管理の必要性などについて、各関係団体と連携し、その周知を図るとともに、高齢者なども利用しやすい空家等管理の代行サービス事業者の周知に努めるほか、リフォーム事業者および解体事業者についても周知に努めるとしております。こちらにつきましても、助言・指導の際に所有者等からよく問い合わせのある事業者について、周知に努めるということをお記しております。

14ページ目をお開きください。「（3）法令等の適切な運用」として、①から③までの3点がございます。①では、管理不全な空家等を把握した場合は、

特定空家等判定基準により判定し、法に基づく助言または指導などの措置を講じるとしており、いずれも現計画を継続した取り組みとしております。

②では、行政処分に関するマニュアル化についてですけれども、勧告後の特定空家等に対し、命令などの行政処分を講じていく場合において、適正な手続きのもと速やかな措置が講じられるよう、国が作成した「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）を参照しながら、事務手続きや措置対応の手順を整理し、マニュアル化を進めるとしてしております。こちらについては、現計画にはない新たな取り組みとなります。

続いて、「4 適切な空家等対策の実施」ですが、「（1）実施体制および庁内連携の強化」として、①管理不全な空家等を把握した場合は、その個々の内容に応じて、函館市空家等対策連絡調整会議での協議や関係部局との連携により、適切な措置を講じていきます。また、長期的な対応が必要な場合は、庁内連携による継続した助言・指導ができるよう、より一層の体制強化を図りました。こちらについては、現計画を継続した取り組みに長期的な対応に関することを追加したものでございます。15ページの図4-1については、市の実施体制を図で表したものになります。

「（2）空家等対策連絡調整会議」については、すでに設置してある会議の設置目的、それから表4-1に構成する担当課を表しています。続いて16ページの（3）では、本協議会について説明してしております。

17ページをご覧ください。資料編として、1 空家特措法、2 では、国が示している基本的な指針、3 は、市の空家条例、4 特定空家等判定基準、5 では、計画策定までの本協議会の経過を記載してしております。

議事（2）の「第2期函館市空家等対策計画（素案）」の説明については、以上になります。

□ 会長

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明があった内容について、委員の皆さまからご意見あるいはご質問をお受けいたします。

皆さまいかがでしょうか。はい、どうぞ。

□ 委員C

10ページ目の黒枠の中に、所有者等が抱える主な要因というものが記載されているのですけれども、そこで資料4（意向調査報告書）ですが、これは最終的にこの計画と一体として形になるものなのでしょうか。

すみません、質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、この報告書の中では、建物を除却しない理由として、固定資産税が上がるということの回答率が結構高かったのですよね。資料4の14ページあたりでしょうか。解体すると固定資産税が上がるというのが、回答数54、構成比27.3%で4分の1くらいと、これだけの数字が出ているのですが、素案10ページの所有者等が抱える主な

要因のところでは、そのことは触れられていないということがありまして、少し先走ってご意見になるのですけれども、例えば、建物を除却して更地になった場合でも、今後3年、5年とかを、取り壊す前の年の固定資産税の金額を維持させるなど、そのようなことをすれば、建物を壊すことによって発生する新たなコストを排除できるというような施策が考えられるのかなということも思ったりしたのですが、ただ、そのことによって逆にその更地になったものを今度利活用するというモチベーションが下がるというリスクもないわけではないと思うのですけれども、少なくとも特定空家のような状態のものであれば、壊して更地にしておく方が、まだ景観的なものとしても問題は少ないのかなというように思いました、固定資産税のことに触れられていないのがどうしてなのかなと思いました。よろしくお願ひいたします。

□ 事務局員

はい、意向調査のなかで、解体して更地にすると固定資産税が上がるという理由の方が結構な割合でいらっしゃるって、そういったものも主な要因として掲げるべきではないかとの意見だと思います。

たしかに普段窓口業務をしている際にも、そういった話もありますので、特にそれを排除して載せなかったということではないのですけれども、ご意見がありましたので検討はしていきたいというように思います。

市議会においてもこういった質問がありまして、何年間か2年でも3年でもいいのだけれども、空家があった時と同じ状況になるように出来ないかという質問があったなかで、市としてはやはり法令上の壁などもあり、なかなか難しいという答弁をさせていただいております。

先ほど委員からお話ありましたが、たしかに税金が上がるというのが、まず一番最初の入り口の課題ではあるのですが、その先にある更地にした後の利活用のことを考えると、特に西部・中央部地区だと人口が今、北東部の方へ流れており、西部・中央部地区への街なか居住が進まないというのも、人気がないといいますか、一部の方は、元町辺りにとても住みたいというような方はいらっしゃると思うのですが、やはりその壊したあとが売りたいくても売れないとか、更地にしてもどうせ売れないだろうだとか、その売れない理由として、きれいなといいますか、四角い土地であれば、売れやすいということもあるのでしょうかけれども、形が悪い、道路が細いだとか様々な理由があることから、これを達成すると土地利用が進むというわけではないなというように私どもは認識しております。空家等が解消されないのは、税金が上がるというのもたしかに一つの理由ですけれども、土地利用を進めたいけれども進まないという、その奥には、いろいろな理由があるというように私どもは受け止めております。

そういったことで固定資産税の話に戻りますと、それを解決するためには、とにかく皆さんがそこに住んでもらえるような、建ててもらえるような土地利用をどうしたらいいのかというのが、私どもとすると課題なのかなというように思っております。それも含めて、ここに載せていくか、載せないのかという

ことは、今後検討していきたいというように思っております。以上です。

□ 委員 C

国でも、居住用の例でいえば、一人暮らしをしていた父が亡くなられて、空家になってしまった場合です。自身が住んでいた家を譲渡した場合には 3,000 万円の控除がありますが、父が亡くなられて、ご子息が相続してから売却する場合、その適用を今までは受けられなかったのですけれども、これも何年か前から、ご子息が売却してもその特例制度を使えるようになりました。

あと最近の去年でしょうか、利活用する目的で人に土地を譲渡する場合に、売主の譲渡所得が上限 100 万円控除されるなど、国でも空家の利活用といったことに、ずいぶん税法上優遇してきている傾向がありますので、ぜひご検討いただければと思います。

すみません、あともう一点なのですが、14 ページ目の「(3) 法令等の適切な運用」について、これは少しポイントがずれるのかもしれませんが、空家にスズメバチが巣を作った、近所の野良猫が棲み着いているなどという話があって、私は仕事柄そういった苦情を受けることがあるのですが、市の方にご相談しても、基本的には対応できないというようなご回答をいただくのです。③では中段くらいからでしょうか、所有者等がやむを得ない事情により措置が行えない場合には、条例に基づく措置の代行として市が必要最低限の措置を講じると。生きものの駆除とかそういうことがこれに入るかどうかというのは、別の議論になるのだらうと思うのですけれども、この点も空家を除去するなり、利活用する一つの方向付けとかモチベーションにするような形で市でもって対応できないものなのかな、ということをご意見として申し上げさせていただきたいと思います。以上です。

□ 会長

はい、どうもありがとうございます。
あとはよろしいでしょうか。よろしいですね。

□ 委員

はい。

□ 会長

それでは次第 2 の議事については、以上でございます。

..... **3 その他**

次に、次第 3 その他について、事務局から何かございますでしょうか。

□ 事務局員

特にございませんけれども、連絡事項のみお伝えいたします。

本日の議事録につきましては、後日まとめ次第、委員の皆さまにご確認をお願いしたいと存じます。また、次回第3回の開催につきましては、10月下旬頃の開催を予定しておりまして、本日ご意見をいただいた内容を反映した計画原案をお示ししまして、ご審議をいただきたいというように思っております。なお、詳細な日程につきましては、事前にご連絡のうえで調整させていただきますので、よろしくお伝えいたします。以上でございます。

..... 4 閉 会

□ 会長

はい、本日は大変お疲れさまでございました。長時間ありがとうございました。これで予定しておりました議事をすべて終了しましたので、進行について事務局にお返しいたします。

□ 事務局員

はい、会長、委員の皆さまお疲れさまでございました。

本日の会議では、貴重なご意見やご指摘を賜り、誠にありがとうございました。いただいたご意見ご指摘に関しましては、早速検討のうえ、次回にお示しする原案に反映していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお伝えいたします。以上をもちまして、令和2年度第2回函館市空家等対策協議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

— 以上 —